

保険診療にかかる医療費の

自己負担額を助成します！

医療機関での受診時に「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を

提示すると、保険診療にかかる医療費は無料になります。

図 高齢障害課 ☎ 5074 (1階⑬番窓口)、総合支所市民福祉課

重度心身障害医療費助成制度

対象 身体障害者手帳1〜3級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級のいずれかを受給している人
所得要件 老齢福祉年金の本人所得制限額を超えないこと
申請に必要なもの 印鑑、健康保険証、身体障害者手帳など障害の程度が確認できるもの、所得証明書(転入者のみ)

乳幼児医療費助成制度

対象 義務教育就学前の乳幼児
所得要件 父母の市町村民税の税額控除前所得割額が、制限額以下であること
※税制改正により世帯によって所得制限額が異なります。

※母親が出産、病気などにより離職した場合の間就労でなくなった場合は、母親の所得割額を除くことができます。

申請に必要なもの 印鑑、対象乳幼児の記載がある健康保険証、父母の所得課税証明書(転入者のみ)、Wage and Tax Statement(父親が基地内勤務の外国人の人のみ)

ひとり親家庭医療費助成制度

対象 18歳未満の児童を有する次のいずれかに該当する人
①ひとり親家庭の父と児童、または母と児童
②父母のいない児童

③配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている家庭の児童
④そのほか何らかの理由で、配偶者が扶養できない状態にある児童

所得要件 市町村民税所得割が制限額以下であること
※税制改正により世帯によって所得制限額が異なります。

福祉医療を受給中の人、これから福祉医療を申請する人へ

●日本スポーツ振興センターの災害給付金

保育園、幼稚園、小学校でけがなどをした場合は「日本スポーツ振興センター」より災害給付金として医療費の給付を受けられる場合があります(給付の有無などについては、保育園、幼稚園、小学校に確認してください)。この場合に福祉医療受給者証を使用すると、医療費が二重受け取りになり市へ返金していただくことがあるので、福祉医療受給者証は使用しないでください。

●交通事故等第三者行為の加害による医療

医療の原因が交通事故等第三者行為の加害によるものであるときは、福祉医療受給者証を使用しないでください。

●高額療養費など

入院などで医療費が高額になった場合は、健康保険から高額療養費として医療費の一部が払い戻される場合があります。ただし、福祉医療を受給している人は、医療費の自己負担分は市が支払っています。加入している健康保険から高額療養費や付加金の払い戻しを受けた場合は、市へ返金していただく必要があるため、連絡してください。

図 高齢障害課 ☎ 5074、総合支所市民福祉課

わあれおに申請してね

申請に必要なもの 印鑑、健康保険証、ひとり親家庭などであることが確認できるもの(児童扶養手当証、遺族年金証書、戸籍謄本など)、同居家族全員の所得課税証明書(転入者のみ)
子ども医療費助成制度(米軍再編に伴う交付金事業)
対象 小学生
所得要件、申請に必要なもの 乳幼児医療費助成制度と同じ

申請の手続きは：

それぞれ申請に必要な物を持参し、高齢障害福祉医療班または総合支所市民福祉課へ
※所得証明書、課税証明書、「Wage and Tax Statement」は申請日によって必要な年度が異なるので、事前に問い合わせてください。